

令和元年度 県民モニター調査 第一回「ひょうごの住まいと花緑」

現在、県内の多くの地域で空き家が増加しています。また、高度成長期に建設されたニュータウン（郊外の住宅団地）では、住民の一斉高齢化が進んでいます。

県では、良好な住環境を守るとともに、地域活力を維持するため、空き家対策やニュータウンへの転入者増加施策など、様々な対策を進めています。

また、まちの景観の向上や癒しの提供、コミュニティ活動の活性化などのため、地域の緑化活動を支援し、緑豊かなまちづくりを進めていくことも重要です。

今回は、地域の住環境の向上に役立てるため、空き家対策やニュータウンの再生施策、まちの緑化施策について、県民モニターの皆さんのご意見をいただくこととしましたので、ご協力をお願いします。

参考 URL：兵庫県の空き家対策の推進、既存住宅の流通促進（ひょうごインスペクション普及支援事業・ひょうごあんしん既存住宅表示制度）、兵庫県ニュータウン再生ガイドライン、2019年度県民まちなみ緑化事業の募集を掲示

【空き家・中古住宅について】

Q1 あなたは、どのようなお住まいに住んでいますか。（1つ選択）

- 自分又は家族が所有している住宅
- 自分又は家族以外の者が所有している住宅（賃貸住宅・社宅）
- わからない
- その他（下記に具体的にご記入ください。）

--

Q2 Q1で「自分又は家族が所有している住宅」に住んでいると回答された方にお伺いします。

あなたのお住まいは、これまでどのようなリフォームを実施しましたか。もうすぐ実施する予定がある場合も含みます。（いくつでも）

- 水回り等設備機器の入れ替え
- 外装、内装等の美装化
- 断熱や省エネルギー改修
- 耐震改修
- バリアフリー改修
- 間取りの変更（増築を含む。）
- 実施していない
- わからない

Q3 あなた（家族を含む）は、空き家を所有していますか。（1つ選択）

- 現在、空き家を所有している
- 現在、空き家を所有していないが、将来的に所有する可能性がある
- 現在、空き家を所有しておらず、将来的にも所有する可能性はない
- わからない

- その他（下記に具体的にご記入ください）

--

Q 4 空き家について、以下のことをご存じですか。（それぞれ1つ選択）

4-1 空き家の管理は所有者の責任である。

- 知っている
 知らない

4-2 空き家を相続放棄した場合でも、別の相続人に引き継がれるまでは空き家の管理義務が残る。（例えば、被相続人全員が相続を放棄し、誰も相続しない場合など）

- 知っている
 知らない

4-3 空き家になっても、引き続き住宅用地特例（住宅用地の固定資産税評価額が1/6等に減額されること）の対象となるため、固定資産税額は変わらないが、危険な空き家は特例の対象とされず固定資産税額が上がる場合がある。

- 知っている
 知らない

4-4 危険な空き家を、行政が所有者に代わり取り除いた場合（行政代執行）、その費用は所有者に請求される。

- 知っている
 知らない

Q 5 空き家が撤去されずに残る理由はどのようなことだと思いますか。（いくつでも）

- 撤去費用がかかるから
 思い入れがあり、そのままにしておきたいから
 いつか利用するかもしれないから
 仏壇や家財などを保管できる場所が他にないから
 空き家として残しておけば、土地の固定資産税額が上がらないから
 所有者が高齢で、手入れや処分の手続きが困難だから
 売却先や賃貸先が見つからないから
 相続による共有者全員の同意が得にくいから
 どうしたらよいか分からないから
 他に迷惑をかけていないから
 その他（下記に具体的にご記入ください）

--

Q 6 空き家を少なくしたり、適正に管理するためにはどのような対策が必要だと思いますか。（いくつでも）

- 空き家を所有・管理する（している）人への意識啓発
 空き家に関する情報発信の強化（空き家バンクなど）

- 行政が保有する空き家情報の宅地建物取引業者等への提供（※所有者の同意を得て行います。）
- 行政による補助制度（改修や除却等費用に係る補助）の充実
- 空き家所有者に対する固定資産税等の税額の引き上げ
- 公的機関等による無償引き取り
- 所有者に代わる行政の積極的な撤去（行政代執行）の実施
- 特にない
- わからない
- その他（下記に具体的にご記入ください）

Q7 中古住宅（空き家の場合を含む）を売ったり買ったりする際に、「インスペクション（※）」というサービスがあることを知っていますか。

※ 住宅の設計・施工に詳しい建築士などの専門家が、住宅の劣化や不具合の状況について調査を行い、欠陥の有無や補修すべき箇所、その時期などを客観的に検査するもの。

- 知っている
- 知らない

Q8 中古住宅を売ったり買ったりする場合に、「インスペクション（専門家による建物の状況調査）」をするとしたら、いくらまでなら負担してもよいと思いますか。（1つ選択）

- 無料でも調査したくない
- 無料なら調査したい
- いくらか負担しても調査したい（下欄に何万円までならよいかご記入ください。）

万円

- わからない

【ニュータウン（郊外の住宅団地）について】

Q9 高度経済成長期以降の都市への人口集中に対して、各地で郊外に多くのニュータウンが開発されました。このようなニュータウンに住むことについてどう思いますか。（1つ選択）

- 現在、住んでいる [Q10 へ]
- 現在住んでいないが、引っ越すとすれば住んでみたい [Q10 へ]
- 現在住んでいないが、引っ越すとしても住みたくない [Q11 へ]
- その他（下記に具体的にご記入ください） [Q12 へ]

Q10 Q9で「現在住んでいる」又は「住んでみたい」と回答された方へお伺いします。どのような理由からニュータウンに住んでみたいと思われましたか（3つまで）

- 公園や緑地が多く自然豊かな環境だから
- 閑静な住宅地だから
- 広い住宅を購入できるから
- 医療・介護施設が整っているから
- スーパー等の店舗が整っているから
- 保育所等の子育て施設が整っているから
- 車での移動が便利だから
- 同世代の住人が多いから
- その他（下記に具体的にご記入ください）

Q11 Q9で「住みたくない」と答えた方へお伺いします。

どのような理由からニュータウンに住みたくないと思われましたか（3つまで）

- 住宅や施設が古いから
- 同世代の住人が少ないから
- 通勤・通学に時間がかかるから
- 医療・介護施設が少ないから
- スーパー等の店舗が少ないから
- 保育所等の子育て施設が少ないから
- 車がないと生活できないから
- その他（下記に具体的にご記入ください）

【緑豊かなまちづくりについて】

Q12 あなたは、お住まいの周辺や職場、学校など身近な所での緑に満足していますか。
（1つ選択）

- 満足
- まあ満足
- どちらともいえない
- やや不満
- 不満

Q13 あなたは、まちなかの緑を増やすために、特に緑化を進めていくべきところはどこだと思いますか。次の中からお選びください。（3つまで）

- 家の庭や生垣の緑化
- 街路樹など沿道の緑化

- 工場、事業所、商業施設の敷地内の緑化
- 駅前広場などの人で賑わう場所の緑化
- 集合住宅やオフィスビルなどの屋上や壁面の緑化
- アスファルト舗装等の駐車場の芝生化
- 学校、幼稚園、保育所などの校庭・園庭の芝生化や緑化
- 公園の緑化
- 官公庁など公共施設の敷地内の緑化
- わからない
- その他（下記に具体的にご記入ください）

Q14 あなたは、まちなかの緑が持つ機能で、特に重要と思うものは何ですか。次の中からお選びください。（3つまで）

- 子供の教育環境（運動能力、自然への関心）が向上する
- 見る人の心をなごませる
- 夏季に涼しさを感じさせる
- 景観を美しくする
- 防災面での安全性（保水機能や火災の延焼防止等）が向上する
- 周りの騒音を小さくする
- 二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する
- 気温上昇（ヒートアイランド現象）をおさえる
- 多様な生き物の生息環境を提供する
- わからない
- その他（下記に具体的にご記入ください）

Q15 あなたがこれから関わってみたい緑化活動は何ですか(現在関わっているものも含む)。次の中からお選びください。（3つまで）

- 公園、学校、公民館などの公共施設での植樹や維持管理
- 植樹イベントへの参加
- 苗木の育苗活動
- 山林や自然林の保全活動
- 園芸関係の勉強会や講習会等への参加
- 自宅でのガーデニングや生垣づくり
- 市民農園での活動
- その他（下記に具体的にご記入ください）

Q16 あなたは、まちなかの花や緑を守り増やすために、行政にどのような支援を望んでいますか。（いくつでも）

- 住民の緑化活動に対する指導、助言
- 住民の緑化活動に対する資材提供や資金面での支援

- 企業やボランティア団体等の緑化活動に対する資材提供や資金面での支援
- 緑を守り育てる活動を行う人材の育成
- 緑化に関するイベントや広報活動による啓発
- 優れた緑化活動に対する表彰
- 法律や条例による開発の制限（緑地保全地域の指定など）
- わからない
- その他（下記に具体的にご記入ください）

--